

# 資料

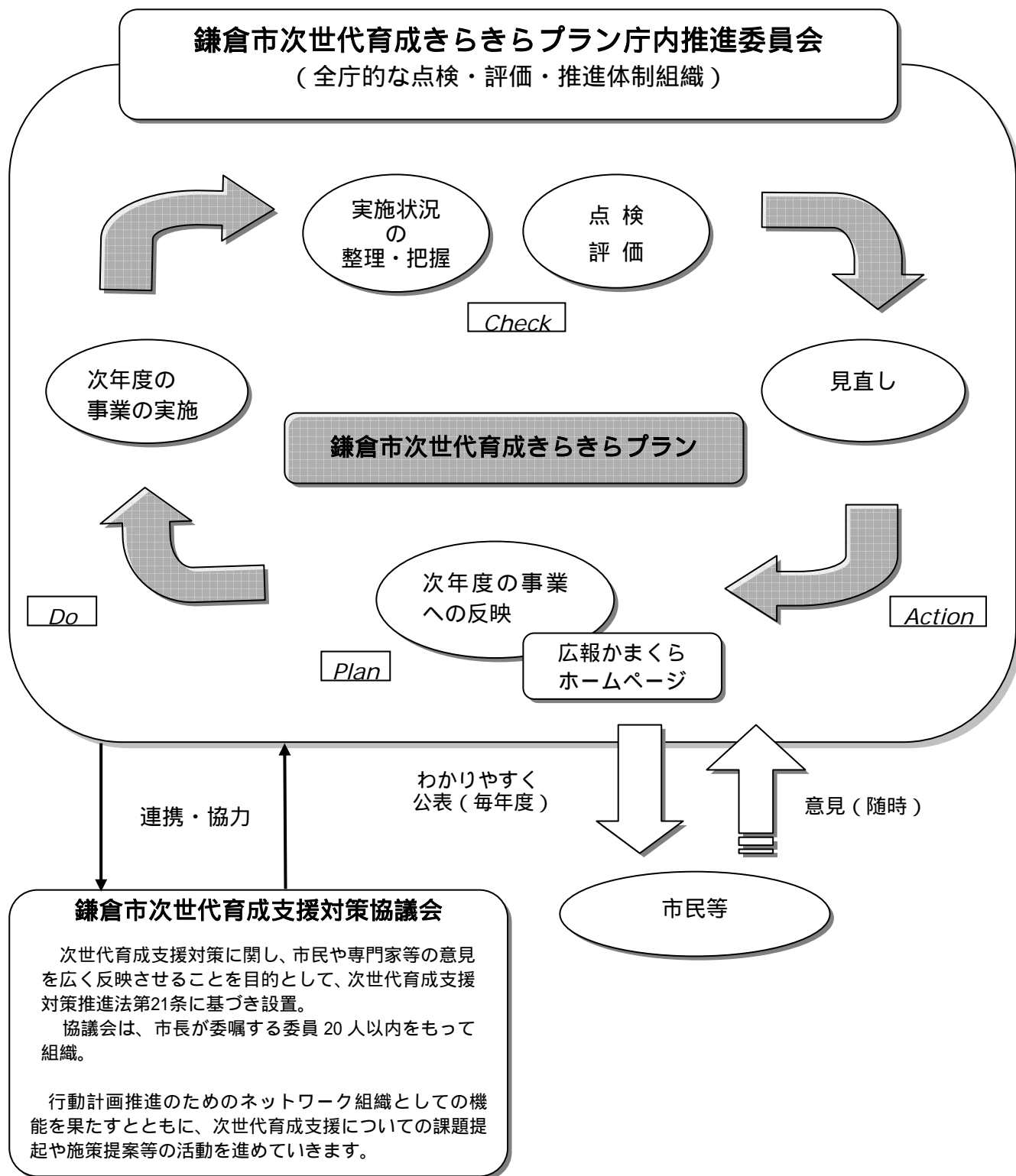
1 推進体制と経過

2 次世代育成支援対策協議会  
設置要綱

3 次世代育成支援対策協議会  
委員名簿

# 推進体制と経過

計画を推進していくために「鎌倉市次世代育成きらきらプラン庁内推進委員会」を設置し、庁内の横断的組織を活用しながら、全庁的な施策の推進を図りました。



## 協議会、委員会の開催

年 月 日	協議会、委員会
平成 19 年 6 月 4 日	第 1 回次世代育成きらきらプラン庁内推進委員会
平成 19 年 6 月 22 日	第 1 回次世代育成支援対策協議会
平成 19 年 8 月 29 日	第 2 回次世代育成きらきらプラン庁内推進委員会
平成 20 年 3 月 18 日	第 3 回次世代育成きらきらプラン庁内推進委員会
平成 20 年 3 月 26 日	第 2 回次世代育成支援対策協議会

## 市民への周知

発行部数 鎌倉きらきら白書（平成 18 年度次世代育成きらきらプラン推進状況報告書） 200 部  
 平成 18 年度次世代育成きらきらプラン推進状況報告書ダイジェスト版 1,100 部

年 月 日	内容等																								
平成 19 年 7 月 11 日～	『鎌倉きらきら白書（平成 18 年度次世代育成きらきらプラン推進状況報告書）』公表及び意見募集																								
平成 19 年 7 月 15 日	「広報かまくら」7 月 15 日号掲載																								
平成 19 年 7 月 26 日	出前説明（子育てひろば ぽっけ）																								
平成 19 年 7 月 19 日	出前説明（大町こぐまの会）																								
平成 19 年 7 月 23 日	団体別説明会（主任児童委員連絡会）																								
平成 19 年 7 月 27 日～	鎌倉、大船子育て支援センター等配布																								
平成 19 年 8 月 4 日	団体別説明会（鎌倉市保育園保護者連絡会）																								
平成 19 年 7 月 11 日～ 8 月 2 日	『平成 18 年度次世代育成きらきらプラン推進状況報告書 ダイジェスト版』市民健康課健診等会場内配布 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">6 か月児育児教室</td> <td style="width: 50%;">1 歳児歯科育児教室</td> </tr> <tr> <td>7/18 大船保育園</td> <td>7/19 福祉センター</td> </tr> <tr> <td>7/25 深沢行政センター</td> <td>7/26 たまなわ交流センター</td> </tr> <tr> <td>8/2 鎌倉生涯学習センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td>1 歳 6 か月児健康診査</td> <td>2 歳児健康診査</td> </tr> <tr> <td>7/21 たまなわ交流センター</td> <td>7/12 たまなわ交流センター</td> </tr> <tr> <td>8/4 鎌倉保健福祉事務所</td> <td>8/2 鎌倉保健福祉事務所</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">3 歳児健康診査</td> </tr> <tr> <td colspan="2">7/18 たまなわ交流センター</td> </tr> <tr> <td colspan="2">8/2 鎌倉保健福祉事務所</td> </tr> </table> </div>	6 か月児育児教室	1 歳児歯科育児教室	7/18 大船保育園	7/19 福祉センター	7/25 深沢行政センター	7/26 たまなわ交流センター	8/2 鎌倉生涯学習センター				1 歳 6 か月児健康診査	2 歳児健康診査	7/21 たまなわ交流センター	7/12 たまなわ交流センター	8/4 鎌倉保健福祉事務所	8/2 鎌倉保健福祉事務所			3 歳児健康診査		7/18 たまなわ交流センター		8/2 鎌倉保健福祉事務所	
6 か月児育児教室	1 歳児歯科育児教室																								
7/18 大船保育園	7/19 福祉センター																								
7/25 深沢行政センター	7/26 たまなわ交流センター																								
8/2 鎌倉生涯学習センター																									
1 歳 6 か月児健康診査	2 歳児健康診査																								
7/21 たまなわ交流センター	7/12 たまなわ交流センター																								
8/4 鎌倉保健福祉事務所	8/2 鎌倉保健福祉事務所																								
3 歳児健康診査																									
7/18 たまなわ交流センター																									
8/2 鎌倉保健福祉事務所																									
平成 19 年 10 月 27 日	市民啓発活動（パネル展示等 鎌倉女子大学にて）																								

# 鎌倉市次世代育成支援対策協議会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 市民が安心して子どもを産み育てることができ、子どもが心身ともに健やかに育つことができる環境を整備するための次世代育成支援対策に関し、市民や専門家等の意見を広く反映させることを目的として、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条に基づき鎌倉市次世代育成支援対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱をした日から平成22年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、協議会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(会議の公開)

第6条 協議会の会議は公開とする。ただし、委員長が公開することを不相当と認めるときはこの限りでない。

(幹事)

第7条 協議会に、幹事20人以内を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、次世代育成支援対策について委員を補佐する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、こどもみらい課、保育課、こども相談課及び市民健康課が担当する。

(次世代育成団体別懇談会)

第9条 市は、次世代育成についての意見を求めるため、事業主などが組織する地域協議会と次世代育成団体別懇談会を実施し、必要な連携を図っていくものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年4月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成19年8月1日)

この要綱は、決裁の日から施行する。

# 鎌倉市次世代育成支援対策協議会委員名簿

選出団体等	役職等	フリガナ氏名
明治学院大学	教授	マツハラ ヤスオ 松原 康雄
神奈川県立保健福祉大学	教授	シンボ ユキオ 新保 幸男
鎌倉商工会議所	青年部会長	ナカムラ ハツオ 中村 発雄
鎌倉青年会議所	理事	ヒョウドウ タダヒロ 兵藤 忠洋
鎌倉市社会福祉協議会	常務理事	カンバヤシ タダシ 上林 忠
鎌倉保健福祉事務所	保健福祉部 保健福祉課長	ヤマダ ミヨ子 山多 美代子
鎌倉市民生委員児童委員協議会	主任児童委員	オジマ タマ子 尾島 珠世
かまくら子育て支援グループ懇談会	副代表	ヒラノ カヨ子 平野 佳世子
鎌倉市手をつなぐ育成会	会長	ミヤウチ ヨシエ 宮内 淑江
鎌倉市保育会	会長	トミタ ヒデオ 富田 英雄
鎌倉市保育園保護者連絡会	副会長	アサダ マユ 浅田 麻由
鎌倉私立幼稚園協会	振興部長	モリ ケンシロウ 森 研四郎
鎌倉私立幼稚園父母の会連合会	役員	カネコ マサ子 金子 雅子
鎌倉市立小学校校長会	鎌倉市立小坂学校 校長	ヤマモト ミツル 山本 満
鎌倉市PTA連絡協議会	副会長	タヌマ ユミ子 田沼 由美子
鎌倉市青少年指導員連絡協議会	副会長	コサカ ヤス子 小坂 泰子
市民公募委員		スズキ アヤ子 鈴木 綾子
市民公募委員		オカダ チカ子 岡田 智佳子

委員長

副委員長